

## 第4部 障がい児福祉計画（第1期）

## 第1章 計画の基本的考え方

本計画の基本的な考え方は、「障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方」より以下のように設定します。

- ◆ 障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育ちを支援します。
- ◆ 障害児及びその家族に対し、障害の疑いの段階から身近な地域で支援できるようにします。
- ◆ 障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。
- ◆ 障害児が地域の保育、教育等の支援を利用し、障害の有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、障害児支援を通じて、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。
- ◆ 障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて障害児支援の均てん化を図りつつ、地域支援体制の構築を図ります。
- ◆ 指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関等との連携を図ります。

## 第2章 児童福祉法上のサービス等の見込

### 1 成果指標

基本指針に基づき、以下の施設、サービスを整備します。

#### ●児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置します。なお、市単独での設置が困難な場合には、圏域で設置します。

また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、市又は圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。

#### ●児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保します。なお、市単独での確保が困難な場合には、圏域で確保します。

#### ●医療的ケア児支援のための関係機関協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けます。なお、市単独での設置が困難な場合には、県と協議し、圏域で設置します。

## 2 児童福祉法上のサービス

児童福祉法上のサービスは、以下のようになっています。

名称	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	障がい児	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がい児	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児	授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。
障がい児入所支援	障がい児	障がい児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障がい児に対して保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行ったり、障がい児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院している障がい児のうち知的障がい児、肢体不自由のある児童又は重症心身障がい児に対し治療を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）を利用するすべての障がい児	障がい児支援利用援助は、障がい児通所給付費の申請に係る障がい児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障がい児支援利用計画を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障がい児支援利用計画の作成等を行います。 継続障がい児支援利用援助は障がい児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障がい児支援利用計画の見直しを行い、障がい児支援利用計画の変更等を行います。
居宅訪問型児童発達支援【新規】	重度心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児	外出が著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
医療的ケア児支援調整コーディネーター【新規】		医療的ケア児を総合的に支援するために、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

児童福祉法に基づくサービスの量の見込みと確保策については、以下の通りとします。

### 《見込量の考え方》

各サービスとも、障がい福祉計画の第4期の実績に基づき、第5期を見込んでいます。

### 【サービスの推移と見込量】

	単位	障がい福祉計画			障がい児福祉計画		
		第4期（実績）			第1期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人日/月	11	20	23	25	30	35
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	1	1	1
放課後等デイサービス	人日/月	46	44	46	50	53	55
保育所等訪問支援	人日/月	1	1	1	2	3	3
障がい児相談支援	人/年	72	37	85	90	95	100
居宅訪問型児童発達支援【新規】	利用量(日/月)				1	1	1
	実利用者数(人/月)				1	1	1
医療的ケア児支援調整コーディネーター【新規】	人				0	0	1

※平成29年度は見込み

### （今後の方針）

- 障がい児への支援や社会参加を推進するため、事業の周知を図るとともに、市及び近隣の事業所の連携を図ります。
- 事業を実施していく中で、問題や課題を検討し、事業所が参入しやすくなるよう、情報の提供に努めます。
- 新しいサービスについては、今後ともニーズの把握に努め、柔軟に対応します。



# 資料

## 柳川市障害者自立支援協議会要綱

平成 19 年 3 月 30 日

告示第 59 号

(設置)

第 1 条 柳川市に居住する障害者が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、一般相談支援事業及び特定相談支援事業（障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 17 項に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業をいう。以下同じ。）の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として柳川市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 相談支援事業に関する事業評価
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整等
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (4) 障害者福祉計画に関する協議等
- (5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、第 17 条に基づく障害者差別解消支援地域協議会に関する協議等
- (6) その他障害福祉の推進のために必要な協議、調整等

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織し、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(個別ケア会議)

第7条 第2条各号に掲げる事項に係る個別案件について協議するため、協議会において必要と認めるときは、臨時に個別ケア会議を置くことができる。

2 個別ケア会議は、協議会の委員及び委員の関係団体の職員のうち、当該案件の協議に必要な関係者をもって組織する。

3 個別ケア会議は、その設置目的を達成したときに解散する。

(守秘義務)

第8条 協議会及び個別ケア会議の委員は、会議等において知り得た個人に関する情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部福祉事務所において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会及び個別ケア会議の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月8日告示第8号)

この告示中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

#### 別表(第3条関係)

##### 柳川市障害者自立支援協議会委員構成

相談支援事業者
障害福祉サービス事業者
保健・医療機関関係者
教育・雇用機関関係者
障害当事者団体関係者
権利擁護団体関係者
地域ケアに関する学識経験者
関係行政機関の職員
その他協議会の目的を達成するため市長が必要と認める者

備考 この表において「地域ケア」とは、障害者、高齢者等が、介護や支援を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすため、地域全体で介護予防及び支援に取り組むことをいう。

平成29年度 柳川市障害者自立支援協議会委員名簿

No.	所属	役職名等	氏名	備考
1	社会福祉法人 柳川市社会福祉協議会	会長	大坪 正明	相談支援事業者
2	社会福祉法人学正会	第二・第三白梅学園 施設長	松井 公弘	障害福祉 サービス事 業者
3	社会福祉法人 高邦福祉会	柳川療育センター 施設長	石橋 大海	
4	社会福祉法人 かおりの里	理事・管理者	黒岩 保幸	
5	柳川山門医師会	医療法人翠甲会 甲斐病院 理事長・院長	甲斐 保	保健・医療機 関関係者
6	福岡県南筑後保健福祉 環境事務所	健康増進課 精神保健係長	原田 優美子	
7	福岡県立柳河特別支援 学校	主幹教諭	織口 誉	教育・雇用機 関関係者
8	大牟田公共職業安定所	統括職業指導官	竹内 朗	
9	柳川市障害者協議会	柳川市身体障害者福祉協会 会長	伊藤 秋光	障害当事者 団体関係者
10	〃	福岡県脊髄損傷者連合会 筑後支部	廣松 金年	
11	〃	柳川市障がい児(者)親の会 「さくらんぼ」会長	椛島 フヂ子	
12	〃	みやま市柳川市精神障害者 地域家族会 友和会 代表	中村 昭則	
13	〃	柳川市発達障がい児・者支援 親の会 代表	大曲 ゆかり	
14	柳川市民生委員児童委 員協議会	副会長	武末 美之	地域ケアに 関する学識 経験者

■発行年月／平成 30 年 3 月

■発行／柳川市

■編集／柳川市 保健福祉部 福祉課

〒832-8601 福岡県柳川市本町 87 番地 1

☎ 0944-77-8514